

学校法人会計について

1. 学校法人会計とは

学校法人は、私立学校振興助成法により文部科学省の定めた「学校法人会計基準」に従って会計処理を行ない、財務計算に関する書類を作成し、監査法人または公認会計士の監査を受けて所轄庁(文部科学省)へ提出しなければなりません。

学校法人の設立目的は、設置母体の教育理念にもとづき行われる学校教育による人の育成を目的としており、企業のように利益の追求を目的としていないところから、独特の計算体系となっています。

2. 学校法人会計と企業会計の違い

企業会計は会計の世界の一般法的立場にあり、会計処理に関する原則、手続、表示方法など完備した体系をもっています。これらは、学校法人会計においても踏襲されおおむね準拠し学校法人会計基準として採用されている原則、方法です。学校法人においても、企業会計と同様の手続により資産、負債、収入、支出の額が算定されます。仕訳は複式簿記で帳簿に記帳され、その後試算表の作成など所要の決算手続を経て決算書が作成されます。

しかしながら、学校法人会計と企業会計にはいくつかの点で違いがあります。

(1) 会計の目的

学校法人会計の目的は学校経営における教育研究活動の健全性の程度を財務面から測定し開示することにあります。企業会計の目的は営利目的の事業活動の成果と財政状態を利害関係者に開示することにあります。

(2) 財務諸表の体系

学校会計 : 事業活動収支計算書・資金収支計算書・貸借対照表
企業会計 : 損益計算書・貸借対照表・キャッシュフロー計算書

(3) 資金収支計算書

資金収支計算書は、当該年度の教育研究活動を示した全ての資金の収入と支出を明らかにして、支払資金の顛末をあらわす計算書です。この計算書の特徴は、収入と支出を全て現金預金で行われたものとみなして表示し、計算書の末尾に実際は現金預金の収支でない期末未収入金、前期前受金、期末未払金などを資金収支の調整勘定として差引調整計算して、期末現金預金残高を次年度繰越支払資金として表示する所に特徴があります。

また、27年度決算から活動区分資金収支計算書を作成することが求められました。これは、資金収支を教育活動・施設整備等活動・その他の活動に区分して計上するものです。

(4) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は計算技術的には企業会計の損益計算書に似ています。これまでの消費収支計算書が学校法人会計基準の改正によって、平成27年度決算から事業活動収支に変更されました。

この計算書は学校法人の事業活動収入と支出を明らかにして収支の均衡状況を表すものです。一方企業会計の損益計算書は、獲得した収益とそのために費やした費用を対比して実現した利益を表します。

事業活動収支計算書は資金収支計算書では表せない収入(負債とならない収入)や、実際には現預金の支出を伴わない減価償却額や各種引当金繰入額などは計上されますが、資本的支出(固定資産取得など)は除いて計上します。

この事業活動収入と支出との差額として基本金組入前当年度収支額が計算されますが、これは収支の均衡の程度を示すだけで、企業会計の概念と少し異なります。

(5) 貸借対照表

貸借対照表は、決算日における資産及び負債、基本金、事業活動収支差額の内容およびあり高を明示し、学校法人の財政状況を明らかにするものです。

学校法人会計と企業会計との違いはまず科目の配列法にあります。

学校法人の主要な財産は固定資産から構成されていますので固定資産から配列されますが、企業会計は流動資産から配列されます。

もう一つの大きな違いは資産と負債の差額を表示する部分です。企業会計では「資産－負債＝純資産」で、純資産を資本と云います。資本は主として株主から調達された資本と営業活動から得られた利益の累積額である利益剰余金等からなります。

学校法人会計では「資産－負債＝正味財産」で資本と云う概念はありません。正味財産は基本金と翌年度繰越収入超過額又は翌年度繰越支出超過額との合算額です。

(6) 基本金

企業会計には存在しない学校法人会計の独特のものとして基本金があります。学校法人が活動するためには、校地・校舎・機器備品・図書・現金などの資産を持ち、永続的に維持する必要があります。

これらは、事業年度ごとにその増減を組入れ・取崩し額として事業活動収支計算書に記載され、貸借対照表にあり高が明示されます。

「学校法人会計基準」ではこれらの対象は以下の4つに分類されています。

第1号基本金：校地・校舎・機器備品・図書など固定資産の取得価額

第2号基本金：将来固定資産にあてる金銭その他の価額

第3号基本金：奨学目的や研究目的として継続的に保有する資産の価額

第4号基本金：学校法人としての運営に必要な資産の価額（法定）